

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販 売 業 者 の 販 売 数 量		令 和 4 年 3 月 31 日 現 在 販 売 業 者 の 手 持 数 量	消 費 者 に 対 す る 販 売 数 量 計 ①+②
	製 造 場 (課 税)	製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者 ①	販 売 業 者	消 費 者 ②		
清 酒	kℓ 8	kℓ 399	kℓ 4,682	kℓ 1,102	kℓ 206	kℓ 8,874	kℓ 11,211	kℓ 1,625	kℓ 11,417
合 成 清 酒	X	X	X	X	X	543	X	57	598
連 続 式 蒸 留 焼 酎	X	X	X	X	X	9,079	X	749	7,043
単 式 蒸 留 焼 酎	X	X	399	75	X	11,978	X	2,052	12,521
み り ん	-	-	23	5	67	2,379	4,016	198	4,083
ビ ー ル	4	37,038	155	61	55	98,345	50,531	3,865	50,586
果 実 酒	0	2	10	13	5	5,661	5,270	1,783	5,275
甘 味 果 実 酒	X	X	X	X	X	279	X	62	239
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	6,465	X	849	3,755
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	-	-	246	161	58	161
発 泡 酒	6	11,213	28	22	58	45,199	24,676	1,715	24,734
原 料 用 アル コ ー ル ・ ス ピ リ ッ ツ	X	X	X	X	X	38,196	X	1,974	23,670
リ キ ュ ー ル	5	18,437	736	56	16	101,856	66,153	5,122	66,169
そ の 他 の 醸 造 酒	0	-	4	21	5	17,896	12,274	725	12,279
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	23	67,694	6,788	1,356	450	346,993	222,103	20,828	222,552

調査期間等：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平 成 29 年 度	16,215	934	22,917	70,983	136,475	247,523
平 成 30 年 度	14,133	842	21,796	65,706	139,229	241,709
令 和 元 年 度	12,967	801	20,602	62,871	141,512	238,753
令 和 2 年 度	12,027	637	19,868	47,782	141,865	222,182
令 和 3 年 度	11,417	598	19,564	50,586	140,365	222,552

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
徳島	1,013	61	475	1,221	224	4,860	741	36	548	26	2,080	2,003	5,765	1,041	20,096	徳島
鳴門	440	17	258	500	127	1,681	230	11	123	4	849	939	2,603	490	8,272	鳴門
阿南	299	14	149	341	52	1,072	76	5	68	3	682	473	1,373	358	4,966	阿南
川島	209	9	130	256	33	791	48	3	63	2	319	322	1,017	213	3,415	川島
脇町	138	5	84	161	23	476	28	2	32	2	200	202	599	132	2,084	脇町
池田	145	3	72	132	55	391	24	2	25	1	141	167	501	103	1,762	池田
徳島県計	2,244	109	1,168	2,611	514	9,271	1,147	59	859	38	4,271	4,106	11,858	2,337	40,595	徳島県計
高松	1,264	86	684	1,399	941	6,555	822	39	486	14	1,907	2,961	8,112	1,045	26,315	高松
丸亀	544	27	331	627	145	2,338	211	8	163	6	999	1,244	3,534	532	10,708	丸亀
坂出	287	6	166	281	243	923	103	9	71	5	390	557	1,510	232	4,783	坂出
観音寺	317	13	192	409	84	1,282	104	4	78	3	592	693	1,805	310	5,885	観音寺
長尾	217	10	141	219	45	691	90	5	190	19	293	413	1,154	199	3,687	長尾
土庄	98	11	59	99	75	339	27	1	21	1	374	131	487	106	1,830	土庄
香川県計	2,727	153	1,573	3,034	1,533	12,128	1,357	66	1,009	48	4,555	5,999	16,602	2,424	53,208	香川県計
松山	1,686	102	1,252	1,862	470	7,814	998	42	579	22	3,233	3,780	11,103	1,801	34,760	松山
今治	549	31	288	512	722	1,870	236	15	140	5	798	895	2,489	457	9,010	今治
宇和島	275	22	272	356	73	1,483	95	5	80	4	824	576	1,865	499	6,429	宇和島
八幡浜	246	11	175	291	43	1,067	58	3	46	2	414	355	1,088	298	4,097	八幡浜
新居浜	401	20	239	451	77	1,798	132	6	127	4	629	919	2,152	333	7,288	新居浜
伊予西条	374	13	206	429	56	1,416	100	4	88	3	634	724	1,986	344	6,378	伊予西条
大洲	247	11	148	236	40	837	55	2	45	3	322	333	1,020	256	3,555	大洲
伊予三島	254	9	155	316	43	999	76	4	77	3	434	620	1,439	264	4,692	伊予三島
愛媛県計	4,032	219	2,735	4,453	1,524	17,284	1,750	81	1,182	46	7,288	8,202	23,142	4,252	76,209	愛媛県計
高知	1,129	65	732	1,113	256	6,289	625	17	420	14	3,568	2,790	7,886	1,527	26,432	高知
安芸	183	7	92	141	23	768	30	2	36	2	632	297	713	223	3,148	安芸
南国	351	9	249	324	113	1,349	128	5	90	5	1,207	805	2,079	481	7,196	南国
須崎	334	10	195	358	46	1,202	74	3	54	3	1,371	478	1,358	413	5,898	須崎
中村	231	16	194	311	48	1,452	109	4	65	3	1,158	610	1,623	407	6,231	中村
伊野	186	10	105	176	26	843	55	2	40	2	684	383	908	215	3,635	伊野
高知県計	2,414	117	1,567	2,423	512	11,903	1,021	33	705	29	8,620	5,363	14,567	3,266	52,540	高知県計
総計	11,417	598	7,043	12,521	4,083	50,586	5,275	239	3,755	161	24,734	23,670	66,169	12,279	222,552	総計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新 規 免 許 場 数	規 免 取 消 場 数	免 許 取 消 場 数	本 年 度 末 免 許 場 数													(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数		
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 遣	合 計(A)					
清 酒	97	-	1	-	15	10	24	5	7	4	2	-	-	-	-	29	96	8	86	内 7	91	
合 成 清 酒	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	内 -	1	
連 続 式 蒸 留 焼 酎	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	内 -	1	
単 式 蒸 留 焼 酎	37	-	-	-	13	1	5	1	-	1	-	-	-	-	-	16	37	6	9	内 6	36	
み り ん	8	-	-	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	8	-	3	内 -	7
ビ ー ル	23	2	-	-	11	5	5	1	-	-	-	-	-	-	1	2	25	5	17	内 4	19	
果 実 酒	13	1	-	-	1	6	3	1	-	-	-	-	-	-	-	3	13	5	6	内 5	13	
甘 味 果 実 酒	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	内 -	2	
ウ イ ス キ ー	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	内 -	3	
ブ ラ ン デ ー	6	1	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	7	2	-	内 2	7	
原 料 用 アル コ ー ル	4	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	3	2	内 3	4	
発 泡 酒	103	4	1	-	14	4	5	-	-	-	-	-	-	-	1	82	106	3	10	内 2	99	
そ の 他 の 醸 造 酒	113	-	1	1	25	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	84	111	4	27	内 5	109	
ス ビ リ ッ ツ	94	1	1	-	10	1	2	-	-	-	1	-	-	-	-	80	94	5	3	内 4	89	
リ キ ュ ー ル	107	3	1	-	38	5	4	2	1	1	1	-	1	-	1	55	109	4	15	内 3	102	
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-	
雑 酒	84	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82	83	-	-	内 -	80	
合 計	695	12	6	2	143	32	50	9	8	7	5	-	1	-	3	441	699	45	179	内 41	663	
各酒類を通じたもの	令 和 元 年 度					62	8	35	10	11	4	5	2	-	1	30	168	13		内 12	156	
	令 和 2 年 度					68	15	31	12	4	8	2	1	-	1	31	173	13		内 12	160	
	令 和 3 年 度					61	17	39	7	7	6	4	1	1	1	35	179	13		内 13	166	

調査対象等：令和4年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、令和3年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した 酒類の びん詰	共同の びん詰 場			設 置 可 受 け た もの	設 置 可 受 け な い もの		
清酒	場	場	場	場	場	場	場	場
	-	-	1	5	15	-	21	16
合成清酒	-	-	-	3	-	-	3	-
連続式蒸留焼酎	-	-	-	4	-	-	4	-
単式蒸留焼酎	-	-	-	5	9	-	14	3
みりん	-	-	-	3	3	-	6	-
ビール	-	-	-	6	-	-	6	2
果実酒	-	-	-	4	1	-	5	-
甘味果実酒	-	-	-	3	-	-	3	-
ウイスキー	-	-	-	5	1	-	6	-
ブランデー	-	-	-	4	2	-	6	-
原料用アルコール	-	-	-	3	-	-	3	-
発泡酒	-	-	1	4	10	-	15	-
その他の醸造酒	-	-	1	4	12	-	17	1
スピリッツ	-	-	1	4	11	-	16	-
リキュール	-	-	1	5	14	-	20	1
粉末酒	-	-	-	3	-	-	3	-
雑酒	-	-	1	3	10	-	14	-
合計	-	-	6	68	88	-	162	23
うち実蔵置場数	-	-	1	6	16	-	23	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：令和4年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらに④これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

製造場数	基数
1	1

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	9	-
もろみ	23	1

(3) 販売業免許場数

区 分		本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数											
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計													
販卸 売 方 に 法 限 に る 条 旨 の が 条 件 さ が 付 れ 付 て さ い な れ な い も い の る 及 も び の	全	酒	類	場	17	145	162	場	5	44							
	ビ	ー	ル	場	3	167	170	場	6	38							
	洋		酒	場	2	31	33	場	2	13							
	輸	出	入	酒	類	13	17	30	場	-	19						
	店	頭	販	売	酒	類	-	-	場	-	-						
	協	同	組	合	員	間	酒	類	場	-	-						
	自	己	商	標	酒	類	-	42	42	場	17						
	自 製 酒 類	清	酒	・	み	り	ん	場	1	4	5	1	2				
		合	成	清	酒	・	焼	酎	場	1	-	1	-	1			
		ビ	ー	ル	場	1	4	5	場	-	-						
		洋		酒	場	-	4	4	場	-	-						
		計	場	3	12	15	1	3									
	そ	の	他	の	酒	類	場	1	6	7	-	1					
	合	計	場	39	420	459	14	135									
	合 計 の ち	小	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	場	4	1	5	1
卸		売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	場	-	-	-	-	
製		造	者	の	共	同	販	売	機	関	場	-	-	-	-		
販 の 条 件 が 法 に 付 さ れ て 小 売 に 限 る も 旨 の	全 酒 類	一	般	の	も	の	場	/	/	5,875	78	3,522					
		特	殊	の	も	の	場	/	/	-	-	-					
		計	場	/	/	5,875	78	3,522									
	そ の 他 の 酒 類	一	般	の	も	の	場	/	/	51	-	35					
		特	殊	の	も	の	場	/	/	4	3	3					
通		信	販	売	だ	け	の	も	の	場	51	2	40				
計		場	/	/	106	5	78										
合	計	場	/	/	5,981	83	3,600										
媒	介	業	場	/	/	27	-	5									
代	理	業	場	/	/	-	-	-									

調査時点：令和4年3月31日

- 用語の説明：
- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

